

日光市上下水道事業公告第2号

日光都市計画下水道事業のうち今市公共下水道、日光公共下水道及び藤原公共下水道の事業計画の変更について都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、栃木県知事から図書の送付を受けたので、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和8（2026）年3月31日

日光市長 瀬 高 哲 雄



1 都市計画事業の種類及び名称

日光都市計画下水道事業 今市公共下水道

日光都市計画下水道事業 日光公共下水道

日光都市計画下水道事業 藤原公共下水道

2 縦覧場所

日光市瀬尾1640番地34

日光市上下水道部下水道課